



法人化における留意事項はケースバイケースです。法人化されるに当たっては、農業経営相談所の専門家などに相談されることをお奨めします。

法人化における留意事項

◎事業用資産の引き継ぎ

任意組織の資産を法人へ引き継ぐに当たっては、税制や補助制度などに留意する必要があります。

たとえば、

- ①動産(棚卸資産、農機具等)については、無償譲渡や著しく低い価額で譲渡した場合、みなし譲渡所得課税等に留意する必要があります、
 - ②不動産(建物・構築物、土地)については、法人が取得するために資金を調達する必要があるため、有償貸付を検討する
- など資産の保有状況に応じて検討してください。

◎法人化した後の任意組織の解散

法人設立に伴って、従来の任意組織は清算・解散することが一般的には望ましいです。

ただし、任意組織が保有している資産の状況によっては、一定期間清算しないことも選択肢の一つです。

任意組織が保有している農機具格納庫について、設立した法人が取得する場合は多額の資金を調達する必要があり、この資金調達が困難な場合は、法人が有償貸付で借受けて、当該資産の減価償却が進み、法人が購入できるようになるまで任意組織を存続させた事例などがあります。

◎これまでの任意組合での取り組みとの継続性を高める仕組み

組合員・地主にどのような役割を果たしてもらおうのいいのかを検討し、法人化する場合に作成する「事業目論見書」の従事関係に記載するなど、組合員の協力を確保して集落営農での取組との継続性を高めることによって、より円滑な法人化ができます。

◎補助金により取得した機械等の引き継ぎ

農業経営の法人化に際し、農林水産省等の補助金を活用して取得した施設・機械等を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要があります。

ただし、補助金を受給した者が、施設・機械等を引き継いだ法人の経営に携わり、引き続き、補助目的に従って施設・機械等を使用する場合は、補助金の返還は必要ありません(継承後でも利用状況の報告を求められる場合があります)。

◎定款作成、登記事項の変更

- 農地所有適格法人の要件[P10参照]を満たすためには、定款作成時に次のことについて留意してください。

①公開会社でないこと

発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得に関する会社の承認を必要とする旨を定款に定める必要があります。

②主たる事業が農業・農業関連事業となること

- 役員改選で法人の役員が留任した場合でも、重任(留任)として登記事項の変更が必要となります。

◎社会保険料の負担増加

法人経営の場合は、健康保険と厚生年金保険は強制適用され、保険料は事業主(法人)と従業員で折半することになります。また、従業員が1人以上いる場合は、労災保険と雇用保険も強制適用され、労災保険の保険料の全額と雇用保険の保険料の約3分の2を事業主(法人)が、残りを従業員が負担することになります。

		個人 任意組織	農事組合法人		株式会社
			従事分量配当制(注2)	確定給与支払制	
労災保険	事業主	特別加入(任意)			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:特別加入(任意)	従業員1人以上(強制)	
雇用保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:適用なし	従業員1人以上(強制)	
医療保険	事業主	国民健康保険	国民健康保険	健康保険(強制)	
	従業員	国民健康保険(注1)	組合員:国民健康保険 組合員以外:健康保険(強制)		
年金保険	事業主	国民年金+ 農業者年金(任意)	国民年金+農業者年金(任意)	厚生年金(強制)	
	従業員	国民年金(注1)	組合員:国民年金 組合員以外:厚生年金(強制)		

(注1) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

(注2) 農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員としています。



農地を所有する場合、農地のすべてを効率的に利用し、一定の面積（原則50a（北海道は2ha）以上）を経営するほか、次の要件をすべて満たす必要があります。

農地所有適格法人の要件

1 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人

2 事業内容

農業およびその事業に関連する事業の合計売上高が売上高全体の過半を占めていること

（注）1 農業とは、耕作、養畜、養蚕、養蜂等をいいます。

2 関連する事業とは、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つ事業をいいます。

たとえば、野菜を生産する法人が、弁当の販売のため、自社生産の野菜に加え、他者から購入した米や豚肉等を使用して製造・加工を行う場合、農作業の受託、農業と併せ行う林業、農山漁村余暇法に規定される施設の設置・運営などが該当します。

3 議決権

農業関係者が総議決権の過半を占めること

（注）農業関係者とは、以下の通りです。

- | | |
|--------------------|---|
| ①農地の権利提供者 | ⑥農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条の特例を受ける株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社） |
| ②法人の農業の常時従事者 | ⑦市町村の認定を受けた当該法人の農業経営改善計画に従って関連事業者等として出資した農業経営を行う個人又は農地所有適格法人等 |
| ③基幹的な農作業を委託した個人 | |
| ④地方公共団体・農協 | |
| ⑤農地を現物出資した農地中間管理機構 | |

4 役員

●役員（株式会社：取締役、農事組合法人：理事）の過半の者が、その法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員（株式会社：株主、農事組合法人：組合員）であること

●役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が、法人の農作業に原則年間60日以上従事すること

（注）グループ会社における役員兼務について、子会社（親会社が総株主の議決権の過半を有するもの）に関しての特例もあります（令和元年11月1日施行予定）。

【要件】

- ①グループ会社が一定の要件（親会社が農地所有適格法人かつ認定農業者、子会社が農地所有適格法人）を満たし、
- ②兼務する役員（親会社で年間150日以上農業に従事している株主）が子会社の行う農業に年間30日以上従事すること。

農地を所有せず農地を借りて農業を行う場合

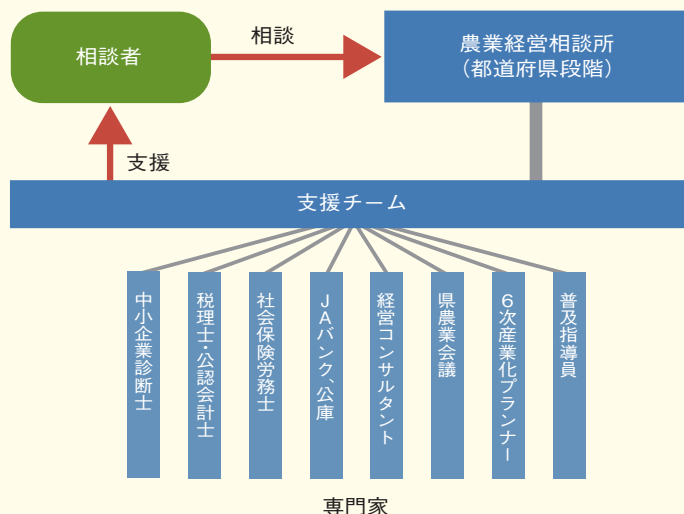
上記の農地所有適格法人の要件を満たす必要はありませんが、

①貸借契約に解除条件が付されていること ②役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することなどの要件を満たす必要があります。



◎ 都道府県段階に設置した農業経営相談所では、農業経営の法人化を含め、農業経営に関する各種のご相談を受け付けています。

◎ ご相談内容をお聞きした上で、税理士、中小企業診断士などの専門家を中心とした支援チームが、ご相談に対応いたします（無料）。



都道府県	相談所名	電話番号
北海道	北海道農業経営相談所	011-209-0155
青森県	青森県農業経営相談所	017-773-3131
岩手県	岩手県農業経営相談所	019-626-8516
宮城県	宮城県農業経営相談所	022-275-9192
秋田県	秋田県農業経営相談所	018-893-6212
山形県	山形県農業経営相談所	023-641-1117
福島県	福島県農業経営相談所	024-524-1201
茨城県	茨城県農業参入等支援センター	029-301-3844
栃木県	栃木県農業経営相談所	028-616-8532
群馬県	群馬県農業経営相談所	027-280-6171
埼玉県	埼玉農業経営相談所	048-558-3555
千葉県	ちば農業経営相談所	043-223-3008
東京都	農業経営相談所TOKYO	03-6820-2792
神奈川県	かながわ農業経営相談所	045-201-0895
山梨県	山梨県農業経営相談所	055-223-5747
長野県	長野県農業再生協議会	026-237-6287
静岡県	静岡県農業経営相談所	054-250-8988
新潟県	新潟県担い手育成総合支援協議会	025-223-2186
富山県	とやま農業経営総合サポートセンター	076-441-8961
石川県	(公財)いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621
福井県	福井県農業再生協議会	0776-27-8223
岐阜県	ぎふアグリチャレンジ支援センター	058-215-1550
愛知県	あいち農業経営相談所	052-951-6957
三重県	三重県農業経営相談所	0598-48-1225

都道府県	相談所名	電話番号
滋賀県	しがの農業経営相談所	077-523-2439
京都府	京都府農業経営相談所	075-417-6847
大阪府	一般財団法人大阪府みどり公社	06-6266-8916
兵庫県	兵庫県農業経営法人化推進協議会	078-391-1222
奈良県	奈良県農業経営者サポート協議会	0742-27-7419
和歌山県	わかやま農業経営サポートセンター	073-432-6114
鳥取県	鳥取県農業経営相談所	0857-26-8371
島根県	島根県農業経営相談所	0853-25-8142
岡山県	岡山県農業経営相談所	086-297-2016
広島県	広島県農業経営者サポートセンター	082-543-6011
山口県	やまぐち農業経営支援センター	083-973-2215
徳島県	徳島県農業経営相談所	088-678-5611
香川県	かがわ農業経営相談所	087-831-3211
愛媛県	えひめ農業経営サポートセンター	089-945-1542
高知県	高知県農業経営相談センター	088-824-8555
福岡県	福岡県農業者経営力向上推進協議会	092-711-5070
佐賀県	さが農業経営相談所	0952-20-1810
長崎県	長崎県農業経営者サポート協議会	095-822-9647
熊本県	くまもと農業経営相談所	096-384-3333
大分県	大分県農業経営者サポート協議会	097-532-4385
宮崎県	宮崎県農業再生協議会	0985-31-2030
鹿児島県	かごしま農業経営相談所	099-286-5815
沖縄県	沖縄県農業経営相談所	080-9853-1999

具体的なご相談は各都道府県農業経営相談所へ

詳細はコチラ→

